

一般社団法人 日本鉄鋼連盟
会長 友野 宏

成長戦略に係る税制改正に関する意見

政府は、産業競争力の強化を通じた経済成長のための政策を精力的に進めており、6月に『日本再興戦略』(成長戦略)をとりまとめ、「生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく」とともに、「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界1位」を実現するための「研究開発税制の活用促進」や「事業再編を推進する企業に対する税制」等を講ずる方針を示した。

成長戦略を新たなスタートとして、20年続いた経済の低迷を打ち破り、民間経済主体の成長に向けた取り組みを本格化することで経済の好循環を実現し、わが国経済を停滞から再生に飛躍するため、税制における国際的なイコールフットディングを確保するとともに、設備投資や研究開発を通じた民間投資等を促進する税制措置を講じることが不可欠である。

以上の観点から、成長戦略に係る税制改正に関しては、政府・与党が年度改正に先立ち前倒しで検討を開始するこの時機をとらえ、緊急に以下の項目を要望する。

◎ 税制上の国際イコールフットィングの実現

◇ 法人実効税率のさらなる引き下げ

わが国の法人実効税率は約 35%に引下げられたものの、税率引下げの進む諸外国に比べ依然として高水準にとどまっている。競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である 20%台も踏まえ、少なくとも欧州並みの 30%を目途とした引下げを早急に実現する必要がある。

そのため、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、国税の法人税に統合しつつ、引下げること検討すべきである。

わが国において深刻化している産業空洞化の懸念を払拭するという観点から、復興増税期間終了後の平成 27 年度にすみやかに実効税率の引下げを実現できるよう、ただちに法人課税のあり方に関する検討に着手し、道筋を示すべきである。

◇ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のため企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。

『日本再興戦略』を実現するためにも、少なくとも新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額 5%について即時廃止すべきである。

◎ 民間投資の拡大、事業再編の促進

◇ 設備投資を促進する税制措置の拡充

わが国鉄鋼業は、急進著しい近隣アジア諸国の競争企業との厳しい国際競争に晒され、収益構造が著しく悪化したことから、設備投資全体を抑制してきた結果、生産設備の老朽化が進展している。また、東日本大震災では、代替の効かない素材等の生産拠点が被災した影響がサプライチェーン全体に及び、わが国製造業全体の競争力低下をもたらしたことから防災投資への必要性も高まっている。

成長戦略に係る投資減税は、「新陳代謝」としての投資を広く対象とし、また、実効性のある税額控除や固定資産税の減免等の措置とすべきである。また、それが生

産に直結するがゆえに、意思決定から実行までに期間を要することを踏まえ、対象期間を十分に確保すべきである。なお、適用時の手続きは簡素な仕組みとし、事前の許認可、申請等は不要とすべきである。

◇ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

一方、主要諸外国の研究開発税制は、30%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国の制度を上回る促進措置が講じられている点に留意すべきである。

『日本再興戦略』を実現するためには、広く企業の研究開発意欲を底上げする観点から、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について税額控除率を国際的に優位な水準（30%以上）へ引上げるべきである。また、景気動向や業況にかかわらず維持する研究開発活動に対して、控除限度額の繰越期間を5年に延長するとともに、現行の「当期の試験研究費が前期の額を上回った場合」としている要件を廃止する等、諸外国を上回る制度へと本税制の再構築を図るべきである。

◇ 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

業界再編・事業再構築を円滑に促進するため、事業分割等により誕生した新会社の立ち上げ時の損失を親会社に取り込めるよう親子会社間の損益通算を認めるべきである。

平成18年に会社法において合同会社（日本版 LLC）が創設されたが、税制面では米国の LLC と異なり出資者段階での課税を可能とする構成員課税が導入されていない。事業再編の円滑化のため、米国同様わが国の合同会社においても、共同事業展開に有効活用できるよう、出資者段階での課税を可能とする構成員課税を適用すべきである。

以上